

就労継続支援、就労移行支援、自立訓練事業所の方へ

令和7年10月より就労選択支援が開始されることに伴い、より受給者のニーズ、適性、能力に沿ったサービス選択へと繋げるため、就労継続支援、就労移行支援、自立訓練の受給者について、サービス更新時及び暫定支給決定期間の終期にアセスメントシートの提出をお願いすることといたしました。

各サービスにおける必要書類、提出時期は次のとおりですので、ご確認くださいませようお願いいたします。

サービス種別	サービス更新時 必要書類 <u>提出依頼時に設定した期日までに ご提出ください(更新月15日頃)</u>	暫定支給決定期間の終期 必要書類 <u>暫定支給決定期間終了後 速やかにご提出ください</u>
就労継続支援A型	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントシート ・アセスメント票 ・個別支援計画(写)※直近作成のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果報告書 ・暫定支給期間アセスメントシート
就労継続支援B型	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントシート ・アセスメント票 ・個別支援計画(写)※直近作成のもの 	/
就労移行支援	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果報告書 ・暫定支給期間アセスメントシート
自立訓練 (宿泊型・生活訓練・機能訓練)	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果報告書 ・暫定支給期間アセスメントシート

【書類作成・提出に係る留意事項】

- ・ 上記資料は支給継続可否を判断するための資料といたしますので、提出依頼時に設定した期日までに必ずご提出ください。
- ・ 記載内容により、本市から詳細の聞き取り、再作成を依頼する場合があります。
- ・ アセスメントシートは事業所に作成いただくものですが、サービスの支給決定は受給者に対して行うものですので、記載内容について受給者に説明し、サービス継続を希望する旨の記名をいただいた上でご提出ください。
- ・ 指定の様式で足りない場合は別紙を添付いただいてもかまいません。